



Title	近現代讃岐漆芸における意匠表現の革新：文化財保護法及び日本伝統工芸展の影響
Author(s)	佐々木, 千嘉
Citation	デザイン理論. 2018, 72, p. 120-121
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70574
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

近現代讃岐漆芸における意匠表現の革新 —— 文化財保護法及び日本伝統工芸展の影響 ——

佐々木千嘉 金沢美術工芸大学大学院 博士後期課程

はじめに

近現代における讃岐漆芸の発展は、作家や職人を数多く輩出してきた漆器産地としての豊かな土壌が既に形成されていたという歴史的背景に加え、「文化財保護行政」、「工芸教育」、「漆器産業の充実」などの、讃岐漆芸を取り巻く環境が、第2次世界大戦後において著しく変化した事実による。結果として、讃岐漆芸の作家たちは、自身の表現領域を大いに広げ、独自の技法と感性による卓抜した意匠と造形を駆使した独創的な作品を次々と発表するに至った。特に、官展の流れを汲む「日展」と共に、日本工芸のもうひとつの大きな潮流となる「日本伝統工芸展」において存在感を放ったのである。

これまで、日本伝統工芸展を扱った漆工史研究は、単なる作家紹介や作品解説にとどまっていたものが多く、文化財保護法及び同展覧会による、地方産地への強い影響力を含めて考察したものは前例がない。

本発表では、文化財保護法制定当時の法令、文化財保護委員会による報告書、国の統計調査、展覧会図録等を基に、他の漆器産地との比較を通して、日本伝統工芸展における香川県の漆芸家たちを取り巻いた環境及び彼らがもたらした讃岐漆芸の意匠表現の革新を明らかにした。

第2次世界大戦後における日本工芸の芸術的評価の指針 —— 文化財保護法の制定 ——

昭和24年の法隆寺金堂の火災による壁画の焼損が契機となり、翌年の昭和25年、有形及び無形の文化財保護における総合的な法律と

して文化財保護法が制定、施行された。同法律は、文化財の保存、活用、並びに国民の文化的向上を目的としたものである。

文化財保護法では、無形文化財のうち「特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡する虞のあるもの」に対して、補助金の交付、または斡旋等の助成措置が講じられた他、文化財の公開が補助された。工芸技術関係では、香川県の伝統的漆工芸技法である蒔髹と存清が選定され、蒔髹で磯井如真（1883-1964）、存清で香川宗石（1891-1976）が、「助成の措置を講ずべき無形文化財」に選定された。

しかし、昭和29年に文化財保護法が一部改正され、衰亡する虞のあるものを前提とせず、芸術上もしくは工芸史上、特に価値の高い無形文化財を「重要無形文化財」として規定し、その「技」を高度に体现している人間を保持者として認定することになった。香川県関係では、昭和30年に音丸耕堂（1898-1997）が彫漆、昭和31年に磯井如真が蒔髹の重要無形文化財保持者に認定された。

文化財保護法は、第2次世界大戦後の日本工芸における普遍的価値の評価指針として位置づけられてきた。讃岐漆芸の蒔髹と彫漆は近現代日本工芸において重要無形文化財として特徴づけられた存在となったのである。

専門教育機関の設立

有形文化財と異なり、無形文化財は、人を媒体として成り立つものであり、保存のためには、「技」が人から人へと継承されていくことが保存の不可欠な要件となる。従って、無形文化財を常に正しく保存、継承していく

ためには、現在の「技」の保持者を保護対象とするばかりではなく、その「技」を受け継ぐ後継者にも保護を与えることが必要とされる。

昭和29年に設立された香川県漆芸研究所は、香川県の蒔轆、彫漆、存清の地方工芸技術の保存と後継者育成を目的とした当時全国唯一の漆芸の専門教育機関であった。設立当初は、県内漆器産業の技術向上を企図し、各漆器会社の従業員が入所して磯井如真や音丸耕堂、香川宗石らから直接手ほどきを受けた。香川県漆芸研究所は、県内の美術工芸及び漆器産業を支える多くの漆芸家を輩出し、全国有数の厚い作家層を形成するうえで重要な役割を担ったのである。

漆器産業の充実

当時の香川県では、美術工芸及び産業の調和が見事に保たれていたと言える。

他産地の漆器制作は、特に食器が中心であるが、香川県では、箸や椀、盆などの日用品から家具、座卓に至るまで、さまざまな種類の漆器が制作されていた。通商産業省大臣官房調査統計部が昭和30年に行った工業統計調査によると、香川県の漆器生産額は、石川県に次ぐ売り上げを誇っていた。特に漆器製の家具（座卓）において香川県は、全国生産高の8割近くを占めていた。香川県は、日本の主要漆器産地としての地位を確立していたのであった。

讃岐漆芸における意匠表現の革新

日本伝統工芸展は、文化財保護法の主旨に沿って、昭和29年から開催されている。公募展となった第2回展から第10回展までの入選者は、東京都、香川県、石川県からの出品者が大半を占め、他の地域では入選者が毎年1人もしくは2人という状況であった。特に香川県では蒔轆、彫漆、石川県では蒔絵、平文、

沈金の作品が出品されており、同展覧会では地方工芸における伝統的特性が尊重されていたのである。

香川県では、重要無形文化財保持者である音丸耕堂、磯井如真、磯井正美（1926-）、太田儔（1931-）が中心的作家であった。音丸は、当時の新素材であったレーキ顔料を用いて、それまでの堆朱、堆黒といった限られた色彩ではなく、豊富な彩漆を駆使した彫漆作品を確立させた。磯井如真は、従来は線彫りであった蒔轆を点で彫った「点彫り蒔轆」を創案し、奥行きと立体感のある絵画的表現を可能にした。如真の三男である正美は、如真の影響を受けながらも、背景も重要な意匠表現としてとらえ、主にモチーフに使用されていた蒔轆を背景に応用し、太田儔は、蒔轆を布のように縦、横、斜めに細い線を彫る「布目彫り蒔轆」により、線彫りでの蒔轆において微妙な陰影や立体感を表現した。

日本伝統工芸展における、香川県出身作家及び同地で学んだ作家たちの躍進は、彼ら重要無形文化財保持者たちを中心に展開した。漆芸の専門技術の修得だけでなく、これまでに見られなかった色彩感覚や意匠における革新的な表現を確立させながら、互いに研鑽を積んでいったのである。

結論

日本全国各地には、数多くの工芸産地が存在しているが、その中でも特に、第2次世界大戦後の香川県では、美術工芸家としての作家意識の芽生えや、素材、技術及び意匠の革新に影響を与える後継者育成機関の充実や漆器産地としての豊かな土壌が形成されていた。近現代讃岐漆芸の発展は、「文化財保護行政」、「工芸教育」、「漆器産業の充実」の3つの要素が互いに関係し合った結果、促されたと言える。